九運熊本公第９号

公　　示

令和８年度第２回自動車検査員教習実施について

令和８年度第２回自動車検査員教習を下記のとおり実施することとしましたので公示します。

記

１．教習受講資格

(1)　教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第６２条の２の２第１項第７号の整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として教習開始日（教習修了試問日）の前日において１年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、６月以上）の実務の経験（電子制御装置整備のみを行う事業場での実務経験を除く）を有する者であること。
なお、直近の整備主任者（法令）研修を受講していること。

(2)　道路運送車両法第９４条の４第４項に基づき自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

(3)　道路運送車両法の規定に違反（自動車検査員の解任命令に相当するものに限る。）する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

※(2)、(3)については、「自動車検査員教習」を「自動車検査員再教習」と読み替える。

２．教習受講申込の受付期間及び受付場所並びに必要書類

・受付期間　　令和８年１１月３０日（月）から１２月４日（金）（９時から１７時まで土日祝日を除く）
・受付場所　　一般社団法人熊本県自動車整備振興会教育部
・必要書類　　申込書、申請者の宛名書きをした切手（１１０円）を貼った封筒２枚。
また、１．(1)の者については、整備主任者として選任されていた期間の就業証明書、直近の整備主任者研修を受講したことを証明する書面。
１．(2)及び(3)の者については、自動車検査員再教習受講通知書

（注）・本人持参、代理の場合は委任状添付（郵送不可）
・先着順とし定員（９０名）に達し次第締め切り

３．教習及び教習修了試問の日時及び実施場所

(1)　教習の日時　　令和９年１月１３日（水）から１月１６日（土）９時 ～１７時
(2)　教習修了試問の日時　　令和９年２月３日（水）１０時から
(3)　教習及び修了試問の場所
・教習の座学会場　　契約後決定
・教習の実習会場　　契約後決定
・教習修了試問の会場　　契約後決定

４．教習科目及び教習時間

別表のとおり

５．その他事項（教習資料、講師等）

(1)　教習資料
・自動車検査員教習資料（九州運輸局監修）
・自動車検査用機械器具の構造と取扱い
・自動車検査員必携
・自動車検査員の完成検査実施マニュアル（基礎編）

(2)　講師
運輸支局職員の他、自動車技術総合機構の職員、自動車整備振興会技術講習所の指導員、自動車検査員及び自動車の整備技術に関する学識経験者等

６．注意事項

「教習受講の特例」に該当する教習試問のみの対象者が、教習試問を申込、教習試問日に欠席した場合は、教習試問を受け不合格となったものとして取扱う。

令和８年９月２８日

熊本運輸支局長